

ピアホームだより

2020. 2.10

精神障害者の住まいの歴史を振り返る

日本の精神障害者は、今に至るまで病院での長期入院が問題となっている。それは、社会の受け入れ家族の受け入れが未だに不十分であるからです。

精神障害者に関する法の歴史

- 1900 精神病院法（私宅監置に対する 呉秀三の批判）—長く隔離政策
- 1950 精神衛生法
- 1965 精神衛生法改正→ライシャワー事件から措置入院制度や治療促進
- 1987 精神保健法→宇都宮病院事件がきっかけ、精神障害者の人権・社会復帰
- 1993 障害者基本法・精神障害も障害者と位置づけ
- 1995 精神保健福祉法—精神障がい者の福祉が位置づけ、精神障害者保健福祉手帳制度が創設。 社会復帰施設の 4 類型（精神障害者生活訓練施設、精神障害

者授産施設、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉工場）が定められ、社会適応訓練事業の法定化がされた。

1999 精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム）が法定化された。

2004 精神医療福祉の改革ビジョン「入院医療中心から地域生活中心へ」、退院可能な約 7 万人について、10 年後の解消を図ることが示された。

2005 年 障がい者自立支援法の制定

市町村を中心として、精神障害も含めた 3 障害一元化したサービスが提供されることになりました。

効果的・効率的なサービス利用と、公平性・透明性を確保するために、サービスを利用する障害者本人にもサービスの利用量に応じて自己負担が求められることになりました。

またサービス利用決定のプロセスを透明化するために障害程度区分の設定や市町村審査会の設置など障害福祉サービスを決定するための事務が細かく定められています。

これまで障害種別に分かれていた施設・事業体系が 3 障害一元化して再編され、介護給付サービス、訓練等給付サービス、地域生活支援事業等に分類されることになりました。

相談支援事業が地方自治体の地域生活支援事業の必須事業に位置づけられ、精神障害者を含む障害者に対する一般的な相談支援事業は市町村に一元化されました。

現在の住いの問題

- ① 東京のアパート暮らしは大変—住居の保護費は 53700 円
- ② 公共住宅の貧困—都営住宅障がい者枠は倍率数十倍
- ③ グループホームの期限—精神障害者の場合制限がかかる

生活費の問題

障がい者雇用・作業所工賃・年金・生活保護を組み合わせどう生計を立てて行くは大問題！障害年金が切られる現状では安定した生活設計が立たない。

今月の予定

2月7日 新規入居者Tさん引越し予定